

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

有田市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

和歌山県有田市長

公表日

令和7年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳に関する事務を行っている。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①身体障害者手帳に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理及び県への進達事務。</p> <p>②身体障害者手帳の交付。</p> <p>③交付された身体障害者手帳情報の管理。</p> <p>④身体障害者手帳の返還処理。</p>
③システムの名称	福祉総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	有田市役所 市民福祉部福祉課障害福祉係 〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地 TEL 0737-83-1111
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	------------------------------------	---

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---	------------------------------------	---

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[委託しない]

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	------------------------------------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

[提供・移転しない]

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	------------------------------------	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う際には、複数人での確認を行う体制を取っているため。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	---	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証により特定個人情報へのアクセスを制限しているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策	-	追加	事後	新様式への対応
平成31年4月1日	I-8 問合せ	市民福祉部福祉課福祉係	市民福祉部福祉課障害福祉係	事後	係名変更
令和7年12月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表第一11の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年法律第27号) 第9条(利用範囲)第1項 別表20の項	事後	
令和7年12月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	有田市役所 経営管理部総務課総務係	有田市役所 経営管理部総務課総務管財係	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月18日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年11月1日時点	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 2.特定個人情報の入手 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要なない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	特定個人情報を扱う際には、複数人での確認 を行う体制を取っているため。	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 10.従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	特に力を入れている	十分に行っている	事後	
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用される リスクへの対策	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	新様式への対応
令和7年12月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	-	ユーザ認証により特定個人情報へのアクセス を制限しているため。	事後	新様式への対応